

		問1 学校における業務改善について											
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について											
都道府県名	市区町村名	A.業務改善方針・計画の策定及びフォローアップ			B.事務職員の校務運営への参画の推進							①学校事務の共同実施を実施している。を選択した場合)B-1.地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく共同学校事務室を設置している。	
		①策定しているを選択した場合)A-2.策定している業務改善方針や計画の内容	③業務量の削減に関する数値目標(KPI)を決めるなど、明確な業務改善目標を定めている。	④学校における業務改善の取組の促進、フォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している。	⑤上記以外	①学校事務の共同実施を実施している。	②庶務システムを導入している。	③事務職員の標準職務例等を示している。	④標準職務等において、企画委員会等への参加等、校務運営へ主体的に参画している。	⑤校務運営への参画に向けた資質・能力や意欲の向上のための研修を実施している。	⑥その他		⑦特に取り組んでいない。
広島県	呉市		-	-	-	○				○			
広島県	竹原市		-	-	-	○			○	○			
広島県	三原市		-	-	-	○				○			○
広島県	尾道市		-	-	-	○	○			○			○
広島県	福山市	○	○	○	-	○	○	○	○	○			
広島県	府中市		-	-	-	○	○			○			
広島県	三次市		-	-	-	○	○	○	○	○			
広島県	庄原市	○		○	-	○			○	○			
広島県	大竹市		-	-	-	○							
広島県	東広島市		-	-	-	○				○			
広島県	廿日市市	○	○		-	○							
広島県	安芸高田市		-	-	-	○	○						○
広島県	江田島市		-	-	-	○							
広島県	府中町	○	○	○	-	○			○				
広島県	海田町		-	-	-	○							
広島県	熊野町		-	-	-	○							○
広島県	坂町		-	-	-							○	-
広島県	安芸太田町		-	-	-	○			○				
広島県	北広島町		-	-	-	○			○				
広島県	大崎上島町	○		○	-	○							
広島県	世羅町	○	○	○	-	○		○	○	○			
広島県	神石高原町		-	-	-	○	○			○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について								
		C.専門スタッフ(専門的な知見を持ち、児童生徒に効果的な指導や助言が行えるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等をいう。)との役割分担の明確化						D.業務の管理・調整を図る体制の構築		
		①「チームとしての学校」として、教員や事務職員等と専門スタッフとの役割分担を明確にしている。	②専門スタッフに対して、資質・能力や意欲の向上のための研修等を実施している。	③専門スタッフの人員が確保できるよう、学校に必要な支援をしている。	④教員や事務職員等と専門スタッフとの連携が進むよう、教職員の研修等の理解促進のための取組を実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰する組織や体制を整備している。	②その他	③特に取り組んでいない。
広島県	呉市	○	○	○	○			○		
広島県	竹原市	○								○
広島県	三原市	○						○		
広島県	尾道市			○						○
広島県	福山市	○	○	○	○			○		
広島県	府中市	○			○			○		
広島県	三次市	○	○	○				○		
広島県	庄原市	○		○	○			○		
広島県	大竹市	○		○						○
広島県	東広島市	○		○						○
広島県	廿日市市	○	○	○				○		
広島県	安芸高田市			○						○
広島県	江田島市				○				○	
広島県	府中町	○						○		
広島県	海田町	○		○						○
広島県	熊野町		○							○
広島県	坂町			○						○
広島県	安芸太田町	○	○	○	○					○
広島県	北広島町			○						○
広島県	大崎上島町	○						○		
広島県	世羅町	○		○	○			○		
広島県	神石高原町							○		○

		問1 学校における業務改善について										
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について										
都道府県名	市区町村名	E.関係機関との連携・協力体制の構築			F.研修の適正化					G.各種研究事業等の適正化		
		①教育委員会において、福祉部局や警察等関係機関との連携体制を構築している。	②その他	③特に取り組んでいない。	①重複した研修内容を整理するなどし、精選した上で実施している。	②研修報告書の作成は、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図っている。	③研修の実施時期は、教職員の負担にならないよう、十分な調整や工夫を行っている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①学校における研究事業については、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直している。	②その他	③特に取り組んでいない。
広島県	呉市	○			○	○	○			○		
広島県	竹原市	○			○	○				○		
広島県	三原市	○			○	○	○			○		
広島県	尾道市	○			○	○	○			○		
広島県	福山市	○			○	○	○	○		○		
広島県	府中市	○			○	○	○			○		
広島県	三次市	○			○	○	○			○		
広島県	庄原市	○			○	○	○					○
広島県	大竹市	○			○	○	○			○		
広島県	東広島市	○			○	○	○			○		
広島県	廿日市市	○			○					○		
広島県	安芸高田市	○			○	○	○			○		
広島県	江田島市			○	○	○	○			○		
広島県	府中町	○			○	○	○					○
広島県	海田町	○			○	○	○			○		
広島県	熊野町	○			○		○			○		
広島県	坂町	○			○					○		
広島県	安芸太田町	○			○	○	○			○		
広島県	北広島町	○					○					○
広島県	大崎上島町	○			○		○			○		
広島県	世羅町	○			○	○	○			○		
広島県	神石高原町			○			○					○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について									
		(1)学校における業務改善の取り組み状況について				(2)業務に係る負担軽減の取組					
		H.教育委員会事務局の体制整備について				A.登下校に関する対応			B.放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応について		
		①教育委員会における業務の適正化を図るため、業務の精選等を積極的に実施している。	②業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。	①地方公共団体や教育委員会等、学校以外の主体が中心的に担うこととしている。	②学校以外の主体が中心的に担うこととしてはいいが、学校現場の負担軽減のための取組を実施している。	③特に取り組んでいない。
広島県	呉市	○						○		○	
広島県	竹原市	○						○		○	
広島県	三原市	○						○	○		
広島県	尾道市	○						○		○	
広島県	福山市	○				○			○		
広島県	府中市	○	○					○		○	
広島県	三次市	○	○		○			○			
広島県	庄原市	○	○					○		○	
広島県	大竹市	○						○		○	
広島県	東広島市	○				○				○	
広島県	廿日市市		○			○				○	
広島県	安芸高田市	○						○		○	
広島県	江田島市				○	○				○	
広島県	府中町				○		○			○	
広島県	海田町	○				○				○	
広島県	熊野町	○				○				○	
広島県	坂町	○						○		○	
広島県	安芸太田町	○				○				○	
広島県	北広島町		○					○		○	
広島県	大崎上島町		○				○		○		
広島県	世羅町	○	○				○			○	
広島県	神石高原町		○					○		○	

		問1 学校における業務改善について																		
		(2)業務に係る負担軽減の取組																		
都道府県名	市区町村名	C.学校徴収金(学校給食費は除く。)の徴収・管理について					D.地域ボランティアとの連絡調整について													
		①公会計で処理している。(一部の徴収金を公会計に移行した場合を含む。)	②教育委員会事務局が徴収・管理業務を担っている。	③首長部局が徴収・管理業務を担っている。	④学校が徴収・管理業務を担っているが、教師以外の者が担当するよう、指導・助言や必要な支援を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①地域ボランティアとの連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している。	②学校における地域連携の窓口となる地域連携担当職員について、校務分掌上へ位置付けるように学校に対して指導助言を行っている。	③学校における地域連携の窓口となる地域連携担当職員について、学校管理規則や標準職務例に規定している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。								
広島県	呉市						○													○
広島県	竹原市																			○
広島県	三原市																			○
広島県	尾道市					○					○									
広島県	福山市						○													○
広島県	府中市					○		○				○								
広島県	三次市					○												○		
広島県	庄原市					○														○
広島県	大竹市										○									○
広島県	東広島市										○									○
広島県	廿日市市							○			○									
広島県	安芸高田市					○						○								
広島県	江田島市		○								○									
広島県	府中町										○									○
広島県	海田町					○						○								
広島県	熊野町		○																	○
広島県	坂町		○																	○
広島県	安芸太田町					○														○
広島県	北広島町										○									○
広島県	大崎上島町					○														○
広島県	世羅町		○			○					○									
広島県	神石高原町										○									○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		E.調査・統計等への回答等について								
		①教育委員会による学校への調査・照会について、それぞれの調査の対象(悉皆/抽出)・頻度・時期・内容・様式等を精査している。	②教育委員会による学校への調査・照会について、調査の一元化等により回数削減した。	③域内共通ネットワーク型の校務支援システムを構築し、当該システムから教育委員会が情報を取得することによって調査回数を削減している。	④首長部局に対して、学校を対象とした調査を行う場合は、調査項目の精査や負担軽減に向けた見直しを行うよう働きかけている。	⑤民間団体等からの、作文・絵画コンクール等への出展依頼や家庭向けの配布依頼等について、当該団体等に対して、教育委員会経由での連絡や学校によらない子供たちへの周知方法の検討などの協力を要請している。	⑥民間団体等からの依頼を学校宛てに連絡する際は、例えば、教育委員会が後援名義を出しているもの、所管団体が主催しているもの、学校課程の一環として教育課程との関連が図られるものであるなど、一定の基準を設けて、真に効果的で必要なものに精選している。	⑦学校における調査・統計等への回答は、例えば、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に深く関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう促している(工夫している)。	⑧その他	⑨特に取組んでいない。
広島県	呉市	○	○					○		
広島県	竹原市	○						○		
広島県	三原市	○								
広島県	尾道市	○						○		
広島県	福山市	○	○		○					
広島県	府中市	○			○			○		
広島県	三次市	○	○		○		○			
広島県	庄原市	○						○	○	
広島県	大竹市	○	○					○		
広島県	東広島市	○	○		○					
広島県	廿日市市	○	○	○	○			○		
広島県	安芸高田市	○	○					○	○	
広島県	江田島市	○		○			○	○		
広島県	府中町				○					
広島県	海田町							○		
広島県	熊野町									○
広島県	坂町									○
広島県	安芸太田町	○								
広島県	北広島町									○
広島県	大崎上島町									○
広島県	世羅町	○					○	○	○	
広島県	神石高原町									○

		問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
都道府県名	市区町村名	F.児童生徒の休み時間における対応について				G.校内清掃について				
		①地域人材等の協力を得ている。	②輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	③その他	④特に取り組んでいない。	①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③清掃指導について、輪番等によって負担を軽減するように学校に対して指導・助言したり、必要な支援を実施している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
広島県	呉市				○					○
広島県	竹原市				○					○
広島県	三原市			○			○			
広島県	尾道市				○					○
広島県	福山市				○					○
広島県	府中市				○	○				
広島県	三次市				○					○
広島県	庄原市				○					○
広島県	大竹市				○					○
広島県	東広島市				○					○
広島県	廿日市市				○					○
広島県	安芸高田市				○					○
広島県	江田島市				○	○				
広島県	府中町				○					○
広島県	海田町		○							○
広島県	熊野町				○					○
広島県	坂町				○					○
広島県	安芸太田町				○					○
広島県	北広島町				○					○
広島県	大崎上島町				○			○		
広島県	世羅町				○		○	○		
広島県	神石高原町				○		○			

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について								
		(2)業務に係る負担軽減の取組								
		H部活動について								
		①部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている。	②規模が縮小している学校における部活動数の適正化について、学校に対して指導・助言を行っている。	③複数の学校による合同部活動を実施している。	④スポーツや文化活動を行う地域クラブと連携している。	⑤部活動の適切な活動時間や休養日について、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月・スポーツ庁）」に則った基準を設定している。	⑥所管の高等学校において、保護者による部活動への過度の期待等の認識を変え、入試における部活動に対する評価の在り方の見直しや加点基準の明確化等を行った。	⑦教師の意識改革のため、採用や人事配置等の段階において、教師における部活動の指導力を過度に評価しないよう見直しを行った。	⑧その他	⑨特に取り組んでいない
広島県	呉市	○								
広島県	竹原市	○								
広島県	三原市			○		○				
広島県	尾道市			○		○		○		
広島県	福山市	○				○				
広島県	府中市	○			○	○				
広島県	三次市	○	○	○	○	○		○		
広島県	庄原市	○	○	○	○			○		
広島県	大竹市	○		○						
広島県	東広島市	○		○						
広島県	廿日市市	○		○		○				
広島県	安芸高田市	○	○	○	○	○				
広島県	江田島市			○		○				
広島県	府中町	○								
広島県	海田町	○								
広島県	熊野町	○				○				
広島県	坂町	○								
広島県	安芸太田町					○				
広島県	北広島町			○		○				
広島県	大崎上島町	○								
広島県	世羅町	○		○	○	○				
広島県	神石高原町	○								

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について													
		(2)業務に係る負担軽減の取組													
		I.給食時の対応					J.授業準備					K.学習評価や成績処理			
		①学級担当と栄養教諭等との連携により対応している。	②ランチルームの整備等、複数学級・学年が一緒に給食をとることのできる環境を整備している。	③地域人材等の協力を得ている。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①サポートスタッフの参画を図っている。	②理科の観察実験補助員の参画を図っている。	③ICTを活用して、教材や指導案の共有化を図っている。	④教育委員会の教育センター等における教材や指導案の共有化に取り組んでいる。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①補助的業務について、サポートスタッフ等の参画を図っている。	②ICTを活用して、学習評価や成績処理に係る事務作業の負担軽減を図っている。	③その他
広島県	呉市				○					○			○		
広島県	竹原市	○					○	○					○		
広島県	三原市		○		○						○				○
広島県	尾道市	○				○		○	○		○	○			
広島県	福山市	○	○			○		○			○	○			
広島県	府中市	○				○					○				
広島県	三次市	○	○			○	○	○			○	○			
広島県	庄原市	○	○			○		○	○			○			
広島県	大竹市	○	○			○						○			
広島県	東広島市	○						○	○			○			
広島県	廿日市市				○	○		○	○			○			
広島県	安芸高田市	○	○					○	○		○	○			
広島県	江田島市	○					○	○				○			
広島県	府中町				○	○					○				
広島県	海田町	○							○			○			
広島県	熊野町	○				○		○				○			
広島県	坂町	○				○					○				
広島県	安芸太田町		○			○		○	○		○	○			
広島県	北広島町	○				○		○				○			
広島県	大崎上島町	○	○			○		○				○			
広島県	世羅町	○				○		○			○	○			
広島県	神石高原町	○	○								○				○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について										
		(2)業務に係る負担軽減の取組										
		L.学校行事等の準備・運営						M.進路指導				
		①地域人材等の協力を得ている。	②民間委託している。	③学校行事の精選や内容の見直し、準備の簡素化を実施している。	④地域が主催する行事と学校行事を合同開催するなど、効果的・効率的に実施している。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①企業等の就職先の情報収集等について、民間企業経験者などの外部人材等の参画・協力を進めている。	②検定試験や模擬試験の実施における監督等の業務について、民間委託をしている。	③作成が必要な書類について、校務支援システムの活用や様式の簡素化・統一化を図っている。	④集中処理期間の設定等、作業をより効果的に進められるように学校に対して指導・助言を行っている	⑤その他
広島県	呉市	○		○					○			
広島県	竹原市	○										○
広島県	三原市	○		○	○							○
広島県	尾道市			○								○
広島県	福山市			○	○			○				
広島県	府中市	○		○	○							○
広島県	三次市	○		○	○			○		○	○	
広島県	庄原市	○		○	○			○		○	○	
広島県	大竹市	○		○	○							○
広島県	東広島市	○		○	○							○
広島県	廿日市市	○		○					○			
広島県	安芸高田市	○		○	○							○
広島県	江田島市			○				○		○		
広島県	府中町										○	○
広島県	海田町										○	○
広島県	熊野町	○										○
広島県	坂町										○	○
広島県	安芸太田町			○								○
広島県	北広島町							○				
広島県	大崎上島町	○		○	○							○
広島県	世羅町	○			○				○			
広島県	神石高原町	○			○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について							
		(2)業務に係る負担軽減の取組							
		N.支援が必要な児童生徒・家庭への対応				O.各学校や地域の置かれた状況等に応じて発生する業務			
		①スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。	②保護者等からの過剰な苦情や不当な要求への対応について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築している。	③法的観点から学校に対して指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。	①中心となる担い手を学校・教師以外の者に積極的に移行していくという視点に立って検討している。	②中心となる担い手を学校・教師以外の者に移行する場合の、受皿の整備・確保に努めている。	③その他
広島県	呉市	○	○	○					○
広島県	竹原市	○							○
広島県	三原市	○	○						○
広島県	尾道市	○	○			○			
広島県	福山市	○	○						○
広島県	府中市	○	○						○
広島県	三次市	○	○			○	○		
広島県	庄原市	○	○			○			
広島県	大竹市	○	○			○			
広島県	東広島市	○	○						○
広島県	廿日市市	○	○						○
広島県	安芸高田市	○	○			○			
広島県	江田島市	○						○	
広島県	府中町	○				○	○		
広島県	海田町								○
広島県	熊野町	○	○	○					○
広島県	坂町	○							○
広島県	安芸太田町	○	○			○			
広島県	北広島町	○							○
広島県	大崎上島町	○							○
広島県	世羅町	○	○						○
広島県	神石高原町	○							○

都道府県名	市区町村名	問1 学校における業務改善について				
		(3)学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し				
		①教育委員会として学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を進めている。	②標準授業時数を大幅に上回る授業時数を設定した年間指導計画を作成している学校に対し、その時数が過大な場合には見直しを促している。	③学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を各学校に対して促している。	④その他	⑤特に取り組んでいない。
広島県	呉市	○				
広島県	竹原市					○
広島県	三原市	○				
広島県	尾道市	○	○	○		
広島県	福山市	○	○	○		
広島県	府中市	○				
広島県	三次市	○	○	○		
広島県	庄原市	○		○		
広島県	大竹市	○				
広島県	東広島市	○	○	○		
広島県	廿日市市	○				
広島県	安芸高田市		○	○		
広島県	江田島市	○				
広島県	府中町					○
広島県	海田町	○				
広島県	熊野町	○				
広島県	坂町					○
広島県	安芸太田町	○		○		
広島県	北広島町			○		
広島県	大崎上島町		○	○		
広島県	世羅町	○	○	○		
広島県	神石高原町					○

都道府県名	市区町村名	問2 勤務時間管理の徹底及び適正な勤務時間の設定について									
		(1)勤務時間管理や適正な勤務時間の設定に向けて、所管する学校に対して取り組んでいる内容						(2)教師の勤務時間管理の方法について			
		①通常の勤務時間以外の時間帯に「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講じている。	②勤務時間外における保護者や外部からの問合せ等に備えた留守番電話の設置や、メールによる連絡対応の体制を整備している。	③学校閉庁日を設定している。	④適正な勤務時間の設定に係る取組について、PTA等の協力も得るため、必要な要請等を行っている。	⑤その他	⑥特に取り組んでいない。	①ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握している。	②校長等が現認することにより、勤怠管理の状況を確認している。	③本人からの自己申告により管理している。	④その他
広島県	呉市			○				○			
広島県	竹原市	○		○						○	
広島県	三原市	○		○							○
広島県	尾道市	○		○	○				○	○	
広島県	福山市	○	○	○	○					○	
広島県	府中市			○						○	
広島県	三次市	○			○			○	○		
広島県	庄原市	○		○					○	○	
広島県	大竹市	○		○				○	○		
広島県	東広島市			○					○	○	
広島県	廿日市市			○						○	
広島県	安芸高田市	○		○	○				○	○	
広島県	江田島市	○						○			
広島県	府中町			○				○			
広島県	海田町			○				○			
広島県	熊野町			○							○
広島県	坂町							○	○		
広島県	安芸太田町	○		○				○		○	
広島県	北広島町	○		○					○	○	
広島県	大崎上島町	○	○	○				○			
広島県	世羅町			○	○			○	○		
広島県	神石高原町		○	○				○			

都道府県名	市区町村名	問3 働き方に関する意識改革							問4 業務改善の定量的なフォローアップ							
		①管理職を対象としたマネジメント能力を養成する研修を実施している。	②管理職への登用の際、マネジメント能力を適正に評価する工夫している。	③教職員全体に対して働き方に関する研修を実施している。	④学校の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する視点を盛り入れている。	⑤教職員の人事評価において、担当業務の適正化の取組を評価項目としている。	⑥業務改善や教職員の働き方に関する項目を学校評価に位置付けている。	⑦業務改善の取組について、毎年度実施する教育委員会自己点検・評価の中で取り上げている。	⑧特に取り組んでいない。	(1)各学校における業務改善の状況に係る教育委員会の定量的なフォローアップについて、定量的にフォローアップしている。	(①定量的にフォローアップしているを選択した場合)(2)定量的にフォローアップしている項目について					
									①勤務時間に関するもの	②教職員の意識や負担に関するもの	③事務作業の時間に関するもの	④ICT等の活用に関するもの	⑤部活動に関するもの	⑥業務改善による教育面の効果に関するもの	⑦その他	
広島県	呉市							○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	竹原市							○		○	○	○	○	○	○	○
広島県	三原市								○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	尾道市	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	福山市	○			○				○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	府中市	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	三次市	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	庄原市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	大竹市		○						○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	東広島市	○	○							○	○	○	○	○	○	○
広島県	廿日市市	○							○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	安芸高田市	○		○					○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	江田島市	○							○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	府中町	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	海田町								○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	熊野町		○						○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	坂町								○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	安芸太田町				○				○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	北広島町								○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	大崎上島町				○				○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	世羅町	○							○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	神石高原町							○		○	○	○	○	○	○	○